

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年1月まで
② 昭和46年5月
③ 昭和46年8月から50年3月まで
④ 平成7年2月及び同年3月

私の国民年金については、昭和44年10月に結婚した後に妻が加入手続を行い、私の給料から妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、毎年確定申告も行ってはいたはずであるのに、申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、申立人は、昭和50年4月以降、申立期間④を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

また、申立人の妻が提出した平成7年1月から同年3月までの家計簿の写しにより、いずれの月も二人分の保険料に相当する金額の支出が確認できる上、申立期間④が2か月と短期間であること、及び前後の期間は納付済みであることを考え合わせると、申立期間④については、保険料を納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①から③までについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人夫婦は昭和50年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で47年12月以前の保険料は第2回特例納付によらなければ納付できないが、申立

人の妻は、保険料を遡ってまとめて納付したことはないと申述している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A県管内において、申立期間①から③までの保険料を現年度納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の妻も昭和 50 年 3 月以前の保険料は全て未納である上、申立人が申立期間①から③までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から③までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月から63年3月までの期間、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年6月まで
② 昭和45年9月から50年3月まで
③ 昭和62年8月から63年3月まで
④ 平成7年2月及び同年3月

私は、昭和44年10月に結婚し同年12月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、夫の給与から夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、毎年確定申告も行ってははずであるのに、申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、一緒に保険料を納付していた申立人の夫は、申立期間③の保険料を納付済みである。

また、申立期間④については、申立人が提出した平成7年1月から同年3月までの家計簿の写しにより、いずれの月も二人分の保険料に相当する金額の支出が確認できる。

さらに、申立期間③は8か月、申立期間④は2か月といずれも短期間であることを考え合わせると、申立期間③及び④については、保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①及び②については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人夫婦は昭和50年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で47年12月以

前の保険料は第2回特例納付によらなければ納付できないが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付したことはないと申述している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A県管内において、申立期間①及び②の保険料を現年度納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の夫も昭和50年3月以前の保険料は全て未納である上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月から63年3月までの期間、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和61年11月に結婚後、夫が社会保険事務所（当時）で国民年金保険料を2年遡って納付できることを聞いて、何回かに分けて保険料を遡って納付してくれたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「社会保険事務所で2年遡って国民年金保険料を納付できることを聞いて、銀行で何回かに分けて妻の保険料を遡って納付した。妻が60歳まで加入しても年金の受給資格は無いが、65歳まで加入すれば年金を受給できると聞いたので、必ず納付したはずだ。」と申述しているところ、オンライン記録により、申立期間①及び②の前後の期間は、納付時期は不明なものの、過年度納付されていることが確認でき、申立人の夫の申述と整合している。

また、申立期間①及び②は、いずれも3か月間と短期間であり、前後の期間の保険料は過年度納付されていることを考え合わせると、申立期間①及び②の保険料についても申立人の夫が過年度納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、夫が会社を退職後国民年金の加入手続を行っていなかったため、私が夫の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後、私自身も国民年金に加入してからは、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間について、夫が保険料を納付しているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和54年12月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、申立人は、申立期間直前の53年1月から54年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、申立人の特殊台帳により、昭和52年10月から同年12月までの保険料(6,600円)が時効後納付を理由に、55年8月29日付けで還付決定されていることが確認でき、同時点で申立期間が未納の場合は、54年4月及び同年5月の保険料(6,600円)に充当されるべきところ、充当処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間後は保険料を全て納付しているなど納付意識の高さが認められる上、申立期間の前後の期間は納付済みであり、申立期間は12か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から52年3月まで

私は、昭和48年3月に短大を卒業後、家業を手伝うために実家に戻った。母から、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと聞いており、申立期間が未納とされているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは、51年4月頃に行われたと推認できるところ、同月以降は加入手続き後の期間であり、加入手続きを行った直後から国民年金保険料を未納とするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以降長期にわたり保険料を納付済みであることから、申立期間のうち、加入手続き後の昭和51年4月から52年3月までの期間については、保険料を納付していたものとするのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和47年10月から51年3月までの期間については、申立人の国民年金の加入手続きが行われた同年4月より前の期間である上、同年4月時点では、当該期間のうち48年12月以前は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行っていたとす

る申立人の母は既に亡くなっていることから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日は26万円、16年4月28日は12万3,000円、18年3月31日は21万5,000円、19年3月30日は19万5,000円及び20年3月31日は14万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年4月28日
③ 平成18年3月31日
④ 平成19年3月30日
⑤ 平成20年3月31日

私は、平成14年5月にハローワークの紹介でA事業所（名称変更後は、B社）に正社員として採用され、20年6月まで約6年間勤務した後、退職した。申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び財務データにより、申立人は、申立期間において、A事業所（B社）から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これ

らの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当該賞与明細書及び財務データにより、平成15年12月10月は26万円、16年4月28日は12万3,000円、18年3月31日は21万5,000円、19年3月30日は19万5,000円、20年3月31日は14万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を23万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月18日

私は、申立期間にA事業所（現在は、B事業所が承継）に勤務し、賞与の支給を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると、記録が欠落しているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された申立期間に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により、23万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 4338 (事案 3765 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 11 日から 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 7 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、前回の申立てに対し、記録の訂正は認められないとする通知を受け取ったが、その理由において、「会社を辞めて1年くらいたってから、退職金を受領した。」と私が供述したとされている。

しかし、私は、そのような供述をした覚えは無く、A社は、脱退手当金を支給した事実は無いとする証明書を発行している。前回の結論に納得できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立期間の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和43年9月17日に支給決定されているところ、申立人は、「会社を辞めてから1年くらいたってから、退職金を受領した。」と供述しているが、A社は、「退職金は最後の給与と一緒に支給するので、42年9月25日に9月分の給与と共に支給されているはずである。」と回答していることを考えると、申立人が受領したという金員は、同社が代理受給した脱退手当金を交付したものと推認されることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年7月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約1年後の昭和43年9月17日に支給決定されている上、A社における申立人の被保険者原票の前後100枚において、申立人の資格喪失日である42年9月1日の前後2年以内に資格喪失した被保険者で脱退手当金の受給資格者は14人確認できるが、申立人のほかに脱退手当金を受給している者はいないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が3回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、27か月ある最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の直後に国民年金に加入し、途中18か月の未納期間はあるものの、申立期間の翌月から国民年金保険料の納付を開始し、以後60歳になるまで377か月間国民年金保険料を納付し続けており、年金に対する意識の高さを考慮すると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年5月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年6月22日まで
私は、A社に勤務していた期間のうち、平成6年4月から7年5月までの標準報酬月額が不当に下がっているので、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年5月までは56万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月22日より後の同年7月27日付けで、6年4月1日に遡及して30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において平成7年6月22日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した14名（申立人を除く）のうち役員2名は、申立人と同様の遡及訂正が行われたことが確認できる。

さらに、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるものの、雇用保険に加入している上、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間当時B（役職）をしており、C（業務）をしていた。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年5月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年11月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年10月31日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の給料は月額70万円以上であったが、年金記録の標準報酬月額が11万8,000円となっていることに納得できない。平成6年の確定申告書の控えがあるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年10月31日より後の同年11月1日付けで、4年11月1日に遡及して11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所の顧問をしていた労務管理事務所から提出された被保険者台帳（写）において、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年10月、5年10月及び6年10月の定時決定により、53万円と記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、取締役であったことが確認できるが、当該事業所の事務担当者は、「社会保険の届出は社長の指示で処理していたが、減額処理をした記憶は無い。」、他の元従業員も、「社会保険関連は、社長が行っていた。」と供述しているところ、当該事業所の顧問をしていた労務管理事務所担当者も、「経理については、代表取締役が指示命令していたと思う。」と供述していることか

ら、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成13年3月は13万4,000円、同年4月から14年2月までは20万円、同年3月から15年3月までは17万円、同年4月から18年9月までは20万円、同年10月から19年4月までは22万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月から21年2月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から21年3月1日まで

私は、平成12年4月から21年2月末日までA県B区Cに所在したD社に勤務したが、13年3月から退職までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたD社の給料支払明細書により、申立期間のうち、平成13年3月は13万4,000円、同年4月から14年2月までは20万円、同年3月から15年3

月までは 17 万円、同年 4 月から同年 11 月までの期間、16 年 1 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から 17 年 9 月までの期間及び同年 11 月から 18 年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月から同年 11 月までの期間及び 19 年 1 月から同年 4 月までの期間は 22 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 20 年 6 月までの期間、同年 9 月から同年 11 月までの期間及び 21 年 1 月から同年 2 月までの期間は 28 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 15 年 12 月、16 年 5 月、同年 9 月、17 年 10 月、18 年 12 月、20 年 7 月から同年 8 月までの期間及び同年 12 月に係る標準報酬月額については、申立人は当該期間の給料支払明細書を保有していないものの、申立人から提出された当該期間の前後の期間における給料支払明細書により、当該期間についても前後の期間と同様に保険料が控除されていたと認められることから、15 年 12 月、16 年 5 月、同年 9 月及び 17 年 10 月は 20 万円、18 年 12 月は 22 万円、20 年 7 月から同年 8 月までの期間及び同年 12 月は 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年2月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA事業所における資格喪失日は24年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年2月から同年7月までは600円、同年8月から24年1月までは4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年2月20日から24年2月1日まで
私は、昭和22年3月から26年3月末までA事業所に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の供述により、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、申立期間においてA事業所における厚生年金保険の加入記録が無いが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名と一字違いで生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和23年2月20日、資格喪失日は未記載）が確認できる。

また、当該未統合記録である厚生年金保険記号番号「*」は、昭和22年3月15日に申立人に払い出された記号番号と同一であり、社会保険事務所も申立人の記号番号として平成9年2月11日に申立人の基礎年金番

号「*」に統合していることから、当該未統合記録は申立人のものと認められる。

さらに、当該未統合記録によると、昭和 24 年 1 月 1 日に標準報酬月額を随時改定されていることが確認できることから、申立人は少なくとも同年 1 月 1 日時点で被保険者資格を有していたと認められる上、申立人が同年 2 月 1 日に B 事業所で被保険者資格を取得していることを踏まえると、資格喪失日は同日であると考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 23 年 2 月 20 日に被保険者資格を取得し、24 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和 23 年 2 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 1 月までは 4,500 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成3年3月1日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成2年7月から同年9月までは38万円、同年10月から3年2月までは34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から3年3月1日まで
私は、昭和62年4月1日から平成3年10月28日までA社のB（役職）として勤務していた。しかし、2年7月31日から3年3月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成2年10月31日より後の同年12月25日付けで、申立人が同社において同年7月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われていることが確認できる上、元同僚43人についても、同年12月25日付けで、同年7月31日に資格を喪失した旨の処理が行われており、そのうち40人は同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人を含めた11人は、平成3年3月1日まで継続してA社における加入記録が確認できる上、オンライン記録により、同年2月26日に厚生年金保険の適用事業所になったC社において、11人全員が同日又は同年3月1日に厚生年金保険被保険者

の資格を取得していることが確認できるところ、C社は、事業主がA社と同一人であり、事業所所在地も同一である上、C社を適用事業所とする手続を行った経緯について、事業主は、「A社には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）から、遡って適用事業所でなくなる手続を行えば、すぐに別事業所で厚生年金保険の加入手続を認めると言われた。」と回答している。

また、A社に係る商業登記簿によると、申立期間において、同社は法人格を有していることが確認できることから、当時の厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる上、申立人と同様に同社において平成2年7月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理が行われた元同僚は、C社において3年2月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているところ、A社における2年8月から3年2月までの給料明細書を所持しており、当該給料明細書により、取消前のオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、社会保険事務所において、同社が適用事業所でなくなったとする処理、前述の資格喪失処理及び標準報酬月額の定時決定の取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年7月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、申立人のC社における資格取得日と同日の3年3月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における取消前のオンライン記録から、平成2年7月から同年9月までは38万円、同年10月から3年2月までは34万円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 4083

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び7年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月
② 平成7年11月

私は、平成3年度の国民年金保険料に係る免除申請手続きを行い、申立期間①を含む平成3年4月から4年3月までは申請免除の期間であったが、当該免除期間の保険料を一括追納したのに、申立期間①は追納とされており、申立期間①の1か月のみ納付を忘れることは考えられない。また、申立期間②については、種別変更のたびに手続きを行い、保険料を納付していたのに未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年10月11日に3年4月から4年3月までの申請免除期間の国民年金保険料を一括追納したと主張しているが、オンライン記録において、申立人が申立期間①の保険料の追納を行ったとしている12年10月の時点では、申立期間①は記録上、未納期間として取り扱われており、保険料を追納することはできない期間である。

なお、オンライン記録において、当初、申立期間①直後の平成3年5月以降の期間のみが免除期間となっていたところ、この免除期間に係る申請は同年6月29日に行われていることが確認でき、当時は申請日の属する月の前月から免除が承認される取扱いとなっていたため、当該免除申請日において、同年4月以前の保険料は免除承認の対象となっていなかったが、日本年金機構において、23年8月4日付けで申立期間①の免除記録が追加処理されていることが確認できる。

また、申立期間②については、オンライン記録において、平成10年3月17日に国民年金の被保険者資格記録が追加処理されていることから、

当該追加処理が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であることから、制度上、保険料を納付することはできない上、当該追加処理時点では、申立期間②の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年2月までの期間、49年4月から57年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から48年2月まで
② 昭和49年4月から57年3月まで
③ 昭和62年4月から63年3月まで

私は、申立期間①はA区Bに居住し、自分一人の国民年金保険料を納付していた。申立期間②及び③は、婚姻後C市に居住し商売をしていた期間であり、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金被保険者の加入記録等から、C市において昭和57年4月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間①及び②の過半に当たる54年12月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付方法、納付金額等の記憶が明確でなく、申立期間に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である上、婚姻後、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間②及び③については未納であることがオンライン記録で確認できる。

加えて、申立期間は合計3回、120か月に及び、申立期間以外にも未納及び未加入期間が散見される上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4085

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 3 月に高校を卒業後、A 市内の B 事業所に就職し、45 年 12 月に両親が国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は母に頼んで年間 6,000 円程度の保険料を納付してもらっていたことを記憶しているので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば昭和 61 年 3 月 25 日に社会保険事務所（当時）から C 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、オンライン記録によれば、申立人は同年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されており、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に、申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4086

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から平成11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年9月から平成11年4月まで

私は、会社を退職後、いつ頃か定かではないがA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は不定期にB社会保険事務所（当時）で納付した。申立期間の保険料が全て未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いつ頃か定かではないがA市役所で国民年金の加入手続を行い、B社会保険事務所ですべての国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金被保険者の納付記録等から平成5年12月頃に払い出され、同時期に加入手続が行われたものと推認できることから、加入手続時点において、3年10月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない上、A市の国民年金被保険者名簿には、申立期間を含め保険料が納付された形跡は見当たらず、オンライン記録とも一致する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の手帳記号番号が払い出された以前において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納期間があり、国民年金加入期間は全て未納である。

加えて、申立期間は164か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4087

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 54 年 3 月までの期間及び同年 8 月から 56 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 54 年 8 月から 56 年 12 月まで

私は、会社退職後に A 市役所から国民年金保険料の納付案内が届いたので、同市役所で国民年金の加入手続を行い、電話加入権を担保にお金を工面して保険料を納付した。私の納付記録が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市から送付されてきた納付案内に基づき申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載は無く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間は合計 2 回、75 か月に及び、申立期間に係る複数の行政機関が同一人に同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難い上、申立人は、国民年金の加入手続、年金手帳の交付、納付金額等について具体的に覚えていないため、申立期間に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4088

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月から43年3月まで
私は、昭和44年3月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと述べるところ、申立人の所持する国民年金手帳の発行日及び国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により、申立人が加入手続を行ったのは、同年3月と推認できるが、同時点で申立期間の保険料は過年度納付となり、同市役所で納付することはできない上、申立期間のうち、41年12月以前の保険料は、時効により納付することができないことから、申立人の申述と相違している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は納付した金額を6,000円くらいと述べているが、申立期間の納付に必要な金額は3,400円であり相違している。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4089

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成元年 11 月まで

私は、昭和 56 年 10 月に A 社 B 工場を退職した後、国民年金保険料を納付しており、同じように 63 年 12 月に C 社を退職した後の申立期間の保険料も納付していたのに、申立期間が未納となっているので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 12 月に C 社を退職後、D 市 E 区で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立期間が納付済みとなっている申立人の妻は、申立人が当該事業所を退職して同年 12 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への資格種別の変更手続を平成元年 1 月 18 日に行ったことが同区の国民年金被保険者名簿の記録で確認できるが、申立人の被保険者名簿には、昭和 57 年 6 月 16 日に国民年金被保険者資格を喪失した後、同区で被保険者資格の再取得手続を行った記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の妻の国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への資格種別の変更に係る入力処理は平成元年 4 月 4 日に行われていることから、申立人の妻は申立期間に係る保険料を納付することが可能であるが、申立人の申立期間は、7 年 8 月 21 日に F 社を退職後の国民年金被保険者資格の再取得手続に伴い同年 9 月 12 日に追加入力された加入記録であることが確認でき、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は C 社を退職後、E 区で被保険者

資格の再取得手続きを行っていなかったと推量され、申立期間は同年9月までは国民年金に未加入の状態であり申立期間の保険料を納付することはできず、その加入記録が追加された時点においては、申立期間は既に時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4090（事案 188 及び 3487 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

私の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料は、母が最寄りの A 銀行で納付していたはずであり、前回及び前々回の結果に納得できないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 5 月 31 日以降の時点では、時効により国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人の国民年金加入手続を行った申立人の母は、申立期間の保険料を納付するための別の加入手続及び保険料納付を行ったとは主張していない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も無いこと、iii) 申立期間の保険料の納付があったことを示す事情は存在しないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 21 日付け及び 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月までの期間、63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 4 月から 2 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
③ 平成元年 4 月から 2 年 2 月まで

私は、大学生だったが、母が国民年金の加入手続を行い、学校卒業後も私の収入が安定するまでは母が国民年金保険料を納付してくれた。母は、未納期間の保険料をまとめて納付したと言っていたので、申立期間が未加入及び未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 59 年 3 月に申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、昭和 61 年 9 月 12 日に初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間②については、申立人の年金手帳には昭和 63 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、平成元年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得したことが記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間②当時、専門学校の学生であり任意加入の対象となる者であったことから、申立期間②において国民年金の被保険者資格を喪失したとしても不自然ではない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間③については、申立人は、申立人の母が未納期間の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人から提出された領収証書及びオンライン記録により、申立期間③直後の平成2年3月から3年3月までの保険料を4年4月28日に過年度納付していることが確認でき、同時点では、申立期間③の保険料は時効により納付することができない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母も、当時の記憶が明確でないため保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4092

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から60年3月まで

私は昭和59年4月からA(業種)の仕事が始めたが、事業が軌道に乗るまでの同年7月から62年3月までの期間について、国民年金保険料の免除の申請を行い承認された。62年からは仕事も順調になり、順次、保険料を追納したにもかかわらず、免除申請した当初の59年7月から60年3月までの期間が納付済みとされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間並びにその直後の昭和60年度及び61年度について国民年金保険料の免除を申請したと主張しているところ、オンライン記録において、申立期間については、免除が承認されたことが確認できるが、60年度及び61年度については、免除が承認されたことが確認できない。

また、申立人は、昭和60年度及び61年度の保険料を追納したと主張しているが、オンライン記録において、当該期間は通常の保険料納付を示す「A」と記録されており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、保険料を追納したとする時期、金額等を記憶しておらず、免除保険料の追納状況等が不明である。

加えて、申立人は昭和61年から平成3年までの確定申告書の控え及び帳簿の一部を提出しているが、これらの資料で申立期間の保険料を追納したことは確認できない上、ほかに申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料は無く、保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月から53年3月まで

私は、短大を卒業し就職直後の昭和52年4月頃に、A区役所B出張所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、私の母がC区内の郵便局で定期的に納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは55年4月頃に行われたと推認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続きが行われた昭和55年4月頃は、第3回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、過去の保険料を遡って納付したことはないと述べている上、申立人は、申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとする申立人の母は、申立期間に係る保険料の納付状況について記憶が不明瞭である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を現年度納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4344 (事案 2156 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 26 日から 49 年 1 月 11 日まで

A社は、当初の申立て時に私の給与が全額現地法人から支給されていたと回答しているが、それは間違いであり、海外に行っているときの給与は、現地で3万円、日本では16万5,000円の支払を受けていた。再調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、「申立人は、給与を全額現地法人から支給されていた。当社に在籍していたものの、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答していること、ii) 申立人と同時期にB(国名)に赴任していた元同僚のうち、A社と現地法人から半額ずつ給与を支給されていたとする元同僚は、同社における厚生年金保険被保険者の記録に欠落期間は無いが、現地法人から全額給与を支給されていたとする申立人と元同僚の二人は、オンライン記録により、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落していることが確認できること、iii) 雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和45年5月7日に当該事業所で資格を取得し、47年12月25日に離職した後、49年1月11日に資格を再取得していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月22日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「海外に行っているときの給与は、現地で3万円、日本では16万5,000円の支払を受けていた。」と主張しているが、再度、A社に照会した結果、同社は、前回と同様の回答をしている上、厚生年金保険に欠落の無い者は雇用保険も継続しているのに対し

て、現地法人から全額給与を支給されていたとする元同僚は申立人と同じく雇用保険の加入記録が欠落している。

このほか、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる新たな事情及び資料等の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4345（事案 3873 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 7 日から 41 年 12 月 21 日まで

私は、A社を退職する際に会社から脱退手当金制度に関する説明は無く、当該制度について知らなかった。脱退手当金を請求したことも受給したことも無く、脱退手当金が支給されたと記録されている昭和 42 年 4 月 19 日はB県に住んでおり受給していない。また、前回申立てを認めないとする通知において脱退手当金裁定請求書が保管されているとのことであったが、そのようなものを書いた記憶も無いため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給については、脱退手当金裁定請求書が現存している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな証拠書類の提出は無く、申立人は、脱退手当金裁定請求書を書いた記憶は無いと主張しているところ、元事業主は、「代理請求を行っていたと思う。」と回答している上、年金事務所から提出された申立人に係る脱退手当金裁定請求書の写しの請求者印は、申立人が当時使用していた「C」と刻印された印が押されており、事業所の名称、所在地欄はゴム印が押されていることから、当該脱退手当金は申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものとする。

のが自然である。

また、当該脱退手当金裁定請求書の受付番号の「*」は、脱退手当金裁定請求書及び被保険者原票に記載があることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

なお、申立人は、脱退手当金が支給されたと記録されている当時はB県に居住しており、脱退手当金は受給していないと主張しているが、脱退手当金の支払方法は、社会保険事務所において支払う当地払いと銀行又は郵便局を支払窓口とする隔地払いがあり、申立人に係る脱退手当金裁定請求書には隔地払いの表示があるほか、脱退手当金支給決定伺の余白欄に「D」の記載があることから、当該脱退手当金は、申立人の脱退手当金裁定請求書の住所欄に記載された当時の居住地であるE県F郡G町（現在は、E県H市）に所在するD郵便局を支払機関として処理されたものと推認できる。

さらに、申立人は、脱退手当金裁定請求書の住所が誤って記載されていることを指摘しているが、当該脱退手当金裁定請求書に添付されていた昭和41年分退職所得の源泉徴収票の住所は正しく記載されている上、42年分退職所得の受給に関する申告書は、当初、当該脱退手当金裁定請求書と同様に誤って記載されていたものの、正しい住所に訂正されていることから、当該脱退手当金裁定請求書を作成した事業主が記載誤りをしたものと推認され、社会保険事務所は、当該脱退手当金裁定請求書の申立人の住所が誤っていることを認識していたと考えられることから、これをもって、社会保険事務所の処理に不自然さがあるとは言えない。

加えて、申立人は、「給料日以外に「C」と刻印された印を会社に預けたことは無い。」と主張していることから、脱退手当金裁定請求書及び昭和42年分退職所得の受給に関する申告書への捺印は、申立人の意思をもって行われたものと推認できる。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 15 日まで

私は、昭和 25 年 6 月から A 社（現在は、B 社が承継）に勤務し、同社が C（地名）から D（地名）に本社を移転した以降も同社に勤務し、42 年 8 月 15 日に退社したが、申立期間の標準報酬月額が下がっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、「申立期間当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る「標準報酬月額の変せん」欄において、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、オンライン記録とも一致している上、昭和 41 年 7 月の随時改定後、同年 10 月に定時決定されている 34 人のうち、申立人と同様に標準報酬月額が下がっている者は 11 人確認できることから、申立人のみが不自然な取扱いとなっていた事情も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 9 年 5 月まで

私の夫の申立期間の預金通帳の給与振込額は、年金記録の標準報酬月額を大幅に上回っているので調査してほしい。申立期間のうち、約 1 年間分については、通帳が無いがその間も継続して勤務していたので、同等の金額をもらっていたはずである。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の給与振込額の記録から、申立人は、申立期間当時、社会保険事務所(当時)に届け出られた標準報酬月額から算出される給与額を上回る給与額が支払われていたことは確認できる。

しかし、当該資料からは、申立人の給与の総支給額及び船員保険料の控除額を推認できない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、「当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料の控除額について確認できない。

さらに、現在の事業主及び複数の元同僚は、「申立期間当時は、月初と月中の 2 回、給与が支給されており、最低保証額としての固定的給与と漁獲高により職務に応じた歩合給があった。」と供述しており、当該事業所の船舶所有者別被保険者名簿の「職務欄」に申立人と同じ A (役職)として記載のある元同僚 4 名のうち、3 名の標準報酬月額の推移は申立人と一致しており、残り 1 名の標準報酬月額は申立人より低い、増減の動きは申立人と一致している。

加えて、当該事業所の船舶所有者別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額等の記載内容に遡及訂正などの不自然さは無く、オンライン記録と一致している上、ほかに申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 10 月 2 日から 26 年 1 月 27 日まで
② 昭和 26 年 1 月 27 日から 30 年 6 月 3 日まで

私は、A社（現在は、B社）C工場及び同社D工場での厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページについて調べたところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和30年6月3日）の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格者は、申立人を除き21人おり、そのうちの14人に脱退手当金の支給記録がある上、そのうち12人が資格喪失日から4か月以内に支給決定されており、当時は通算年金制度創設前であったことを考え合わせると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約4か月後の昭和30年10月14日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の給付記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月21日から同年6月1日まで

私の夫は、A社（現在は、B社）C支店に昭和21年3月21日に入社し、40年3月31日に退職するまで、継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された職員手帳から、申立人は、申立期間当時、A社C支店に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和21年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が50人確認でき、連絡先の判明した14人のうち8人は、当該事業所に入社当初、1か月から4か月の厚生年金保険被保険者期間の欠落があると回答している。

また、欠落があると回答した上記8人のうち3人は、「給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えていないが、戦後の混乱期でもあり、厚生年金保険の加入手続が遅れ、入社から一定期間後に加入手続が行われたと思う。」と供述していることから、当時、当該事業所では採用した職員について、入社と同時に厚生年金保険の資格取得の手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の当該事業所における資格取得日

は昭和 21 年 6 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致する。

加えて、B 社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、ほかに申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年9月29日まで
私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の給料は月額 57 万円であったが、年金記録の標準報酬月額が 41 万円及び 44 万円となっていることに納得できない。平成6年の確定申告書の控えがあるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の給料は月額 57 万円であったが、年金記録の標準報酬月額が 41 万円及び 44 万円となっていることに納得できない。」と主張している。

しかし、A社は平成6年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所の顧問をしていた労務管理事務所から提出された被保険者台帳（写）において、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年7月1日の月額変更届により41万円、同年10月1日の算定基礎届により41万円、5年10月1日の算定基礎届により44万円と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、遡及訂正等の不自然な形跡は見当たらない。

さらに、平成6年の当該事業所での申立人の勤務期間が9か月であることなどから、申立人から提出された同年分の所得税の確定申告書（控）に記載された社会保険料控除額をもって、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたか否か確認することはできない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月 1 日から 13 年 8 月 1 日まで

私は、平成 12 年 12 月から 13 年 7 月までA社で勤務した。申立期間の標準報酬月額が、普通預金の預金取引明細表に記載のある実際の手取額に比較して著しく低いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金の預金取引明細表（写）によれば、申立期間当時のA社からの振込額は約 25 万円から約 41 万円であったことが確認できる。

しかし、当該事業所に係るオンライン記録の申立人の標準報酬月額は 19 万円と記録されているところ、事業主の妻である元経理担当役員は「申立期間は、民事再生法手続の直前で、会社の経営が悪化し、会社負担を少なくするために、実際の給与支給額より低い標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たが、給与からは届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除し、従業員の同意も得ていた。」と供述し、複数の元同僚も、「控除額は分からないが、実際の給与支給額より低い標準報酬月額を届け出たとの話は聞いたことがある。」と供述している。

また、申立期間以前から在籍している事業主を含むほぼ全員の従業員の標準報酬月額は平成 12 年 1 月に 20 万円以下に減額されていることがオンライン記録において確認でき、その後入社した申立人及びほぼ同時期に厚生年金保険に加入した元同僚 5 人に月額変更届が提出された形跡は見当たらないことから、当該事業所は、同年 1 月以降入社した従業員について、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で厚生年金保険被保険者の資格取

得届を提出したものと推認される。

さらに、当該事業所は、平成14年1月23日に適用事業所でなくなり、裁判所の再生手続開始及び再生手続廃止の決定を経て、16年11月*日に破産宣告を受けているところ、当該事業所の保全管財人は、「申立てに係る関連資料は保存しておらず、控除した保険料額については不明。」と回答しており、上記元役員は、「民事再生法の手続に不要な貸金台帳等の関連資料は廃棄した。」と供述している。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日から同年11月1日までの期間及び54年10月1日から55年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和54年1月7日から同年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和54年1月7日から同年2月1日まで
③ 昭和54年10月1日から55年10月1日まで

私の厚生年金保険被保険者記録において、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和44年10月及びC社（現在は、D社）に勤務していた54年10月に標準報酬月額が減額改定されているが、当時は高度経済成長の時代で、給料が減額されるようなことは考えられない。

また、C社には、昭和54年1月7日に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年2月1日と記録されている。

これらの期間について調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立期間①における標準報酬月額が減額改定されているが、給料が下がることは考えられない。」と主張している。

しかし、B社は、「申立期間①に係る関係資料は保管されていないため、申立人の給与の支給実態については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額につ

いて確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 44 年 10 月時点で厚生年金保険の被保険者資格を有する 37 人の標準報酬月額記録を確認したところ、同月の定時決定において標準報酬月額が減額されている被保険者は 16 人（約 43%）確認でき、申立人のみ異なった取扱いを受けていたという事情は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿の標準報酬月額記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間①において標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 54 年の正月明けから C 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、D 社は、「申立期間②に係る関係資料は保管されていないため、申立人の勤務実態及び給与の支給実態について不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所において、申立期間②に被保険者資格を有する元同僚 3 人は、「申立人を覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間及び保険料の控除について、具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C 社には、E（役職）として入社し、通勤手当に変動もなかったため、昭和 54 年 10 月の定時決定で標準報酬月額が減額改定される事情は無い。」と主張している。

しかし、D 社は、「申立期間③に係る関係資料は保管されていないた

め、申立人の給与の支給実態について不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③における報酬月額及び保険料の控除額について確認することができない。

また、当該事業所の申立期間③に係る被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間③において標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な訂正が行われた形跡は見当たらない。

なお、申立人は昭和 54 年分及び 55 年分の所得税の確定申告書を提出しているが、同申告書に記載された社会保険料控除額から当該期間に係る厚生年金保険料の控除額を算出するには、当該事業所における雇用保険料控除額の特定が必要であるところ、本件ではこれを特定する資料が無いため、当該控除額を算出することができないが、種々の仮定に基づいて試算を行ったところ、申立人が主張する厚生年金保険料の控除額を算出することはできなかつた。よって、同申告書の社会保険料控除額の記載は申立人の主張を基礎付けるものとは認められない。

このほか、申立期間③において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4353

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 3 日から同年 10 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社のB事業所に勤務していた。職種はC(職種)で、D市のE社の製品をF市のG社等に輸送していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げたA社の元上司の供述により、勤務した時期は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時の責任者であった常務取締役は既に死亡しており、B事業所に係る関係資料は保存しておらず、申立人の在籍については不明。」と回答している。

また、上記元上司は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が無いことについて、「なぜなのかは分からない。他人の給与や年金記録については何も分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から平成4年7月まで

年金事務所から送付されてきた「標準報酬月額・標準賞与額の月別状況」に記載されている標準報酬月額が、昭和55年10月から平成4年7月までの期間において、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額になっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社交付の昭和56年、62年、平成元年分給与所得の源泉徴収票及びB社交付の2年、3年分給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額により、当該期間に支給された給与額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い金額であることは推認できる。

しかし、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき試算した社会保険料合計額とおおむね一致している上、申立人から提出された平成4年1月及び同年6月分給与明細書において控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社及びB社が加入し、厚生年金保険の適用事業所としていたC組合が加入していたD健康保険組合が保管する被保険者名簿により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がオンライン記録と全て一致していることが確認できる上、当該健康保険組合は、「総報酬制が導入される平成15年3月31日までは4枚複写の法令の届出用紙を使用していた。」と回答している。

さらに、A社は「当時の資料は既に廃棄し残っていない。」と回答して

いる上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 4 月から 56 年 3 月まで A 社（平成 6 年 4 月に B 社に名称変更）C 事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずなのに厚生年金保険被保険者記録が存在しない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の事業主及び適用事業所でなくなったときの事業主は、「申立人を知っているが、A 社の社員ではなかったと思う。」とそれぞれ回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚及び当該元同僚が A 社 C 事業所に勤務していたとして氏名を挙げた 3 名の計 4 名から聴取したが、申立人を記憶していた 2 名のうち 1 名は、「申立人の勤務実態については不明。」としており、他の 1 名は、「社員だったと思うが勤務期間は不明。」と供述している上、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主はいずれも、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料の所在は不明。」と回答していることから、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までの期間及び 55 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日までの期間の計 2 年間について、国民年金に加入し、申請免除の取扱いとなっている。

加えて、A 社 D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人

の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 27 日から 37 年 8 月 15 日まで
私が A 社（現在は、B 社が承継）に勤務した期間のうち、昭和 35 年 6 月から 37 年 7 月までの標準報酬月額が異常に下げられている。同僚の記録と比較しても異常に低いので調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る人事台帳の基本給欄により、申立人の基本給は、「昭和 35 年 6 月 27 日 1 万 5,000 円」、「36 年 3 月 21 日 1 万 8,000 円」、「37 年 3 月 21 日 2 万 1,200 円」、「38 年 3 月 21 日 2 万 3,200 円」であることが確認できるところ、35 年 10 月 1 日の定時決定時の標準報酬月額を除き、同年の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額及び 36 年 10 月 1 日の定時決定時における基本給に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、B 社は、「提出した人事台帳以外の関係資料は保存していない。」と回答していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

一方、オンライン記録による申立人の標準報酬月額は、昭和 35 年 10 月 1 日の定時決定で 1 万 2,000 円となっており、同年 10 月から 36 年 9 月までの標準報酬月額は、基本給を下回っているものの、標準報酬月額の定時決定は、毎年 8 月 1 日現在において使用される事業所における過去 3 か月（5 月から 7 月まで）に受けた報酬の平均月額によって決定することとされ、報酬支払の基礎となる日数が 20 日未満である月を除くとされている

ところ、B社は、「申立期間当時の給与は各月 20 日締めであった。」と回答していることから、申立人の 35 年 10 月 1 日の定時決定に際しての平均報酬月額、人事記録で確認できる同年 6 月 27 日の入社日から同年 7 月 20 日までの期間に支給された報酬月額（日割り計算額）に基づき、1 万 2,000 円に決定されたものと推認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る「標準報酬等級並びに適用年月日」欄に遡及訂正等の不自然な形跡は無く、オンライン記録と一致する。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、通達「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和 36 年 1 月 26 日、保険発第 7 号）において、申立人のように原則的な計算方法において基本給を下回る標準報酬月額となる場合は 10 月以降において受けるべき報酬月額によることとする旨の取扱いとする指導が行われ、さらに通達「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和 37 年 6 月 28 日、保険発第 71 号）において、保険発第 7 号通達の取扱いについての具体的な事例として申立人と類似する場合の標準報酬月額の決定に際しては 10 月以降において受けるべき報酬月額に基づき標準報酬月額を決定するとの見解が示されているが、申立期間は上記通達の発出より前の期間である。

千葉厚生年金 事案 4357 (事案 362 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 10 月 20 日から 24 年 5 月 10 日まで
② 昭和 27 年 2 月 5 日から 28 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 28 年 1 月 1 日から 32 年 11 月 5 日まで

私は、脱退手当金の支給決定が行われた昭和 33 年頃は、A 県におり、脱退手当金を支給された事実を知らなかったし、受給した記憶も無い。申立期間について脱退手当金が支給されたと記録されていることに納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人が勤務していた B 社の被保険者名簿に記載されている女性で脱退手当金の支給記録のある 10 人のうち 9 人は資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高く、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間について B 社に係る脱退手当金を受給していないと主張しているが、新たな関連資料等はないと回答しており、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所における 2 回の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間は申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号とは、別番号で管理されており、代理申請の可能性が高いことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 12 月 10 日

私は、A社に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 10 日及び 17 年 12 月 10 日の賞与について、支給されたことを証明する書類があり、当該書類に保険料が控除されている旨記載されているが、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及び事業主から提出された給与、賞与等の一覧表に賞与 100 万円、厚生年金保険料 6 万 7,900 円と記載され、申立期間②については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された「A社 17 年 12 月賞与」において、賞与 17 万円、厚生年金保険料 1 万 1,844 円と記載されている。

しかし、申立人は、「申立期間①の賞与（100 万円）については、申立期間に支給されておらず、申立期間②の賞与（17 万円）については、賞与額が低く不満があるとして一旦支給された賞与を会社に返納した。」と供述しているところ、A社から提出された「労働債権明細書」により、申立期間の賞与は平成 20 年 12 月 26 日時点において、未払であることが確認できる。

また、申立期間の賞与の支給日は、当該事業所から提出された申立期間の賞与及び申立期間以外の未払の給与・賞与が含まれた「取引明細書」により、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 21 年 11 月 1 日より後の 22 年 3 月 31 日以降であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、保険料については、同法第 81 条第 2 項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、申立人の A 社における資格喪失月以降の月を、同社の被保険者期間に算入することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。